

# 家庭的保育事業等における連携施設確保に関する 意向調査にご協力ください。

西東京市では、「西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定により、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者は、利用児童の集団保育や職員が病気等で保育を提供できない場合の保育の質の確保及び卒園後（3歳以降）の適切な教育・保育の場を確保するため、保育内容の支援と卒園後の受け皿の役割等を担う「連携施設」を平成31年度までに確保することとされています。

この度、当該連携施設の確保について検討を行うに当たり、実際に家庭的保育事業等を運営している事業者の皆様のご意見・ご要望をお伺いしたく、意向調査を実施することいたしました。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、当調査にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 連携施設とは…

### ■国が例示する連携施設

保育園、幼稚園、認定こども園（※西東京市には認定こども園はありません。）

### ■国が例示する連携内容

#### ①保育内容の支援

連携施設の施設開放、連携施設による保育内容や家庭支援等についての相談・助言、相互の行事への参加、給食の提供（給食が連携施設からの搬入の場合）、健康診断の合同実施（連携施設と同一の嘱託医に委託する場合）等

#### ②代替保育の提供

家庭的保育事業所等の職員が病気等により保育を提供できない場合に連携施設が代わって保育を提供すること（代替保育士の派遣または当該連携施設での保育の提供）。

#### ③卒園後の受け皿

家庭的保育事業所等卒園児童を当該連携施設にて受け入れること。

提出方法 別紙「家庭的保育事業等における連携施設確保に関する意向調査票」にご記入いただき、同封の封筒に入れて西東京市役所保育課の窓口にご提出ください。

提出期限 平成28年 月 日（ ）

### ■担当連絡先

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市子育て支援部保育課 里

電話：042-460-9842（直通） FAX：042-460-9666

※一般的な違いです。詳細は施設により異なりますので、  
同封の「西東京市の幼児教育施設」をご確認ください。

【参考】西東京市の保育園と幼稚園の違い

|                 | 保育園   | 幼稚園  |
|-----------------|---|--|
| 根拠法令            | 児童福祉法（児童福祉施設）   | 学校教育法（学校教育施設）  |
| 目的              | 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。（保護者の代わりに保育をする場）   | 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。（教育を行う場）  |
| 保育内容            | 子どもの年齢に合わせて、基本的な生活習慣の指導から、健全な心身の発達を目的とする保育指導などを行います。  | 園によって特徴があり、子どもの自主性を尊重する自由保育を中心に行う園や、小学校入学に向けた教育に力を入れている園などがあります。   |
| 保育者             | 保育士   | 幼稚園教諭  |
| 利用時間<br>(保育・教育) | 7時～18時（標準時間）<br>8時30分～16時30分（短時間）<br>※私立保育園の短時間の保育時間は園により異なります。   | 8時30分頃～14時頃<br>※時間は園により異なります。  |
| 延長保育<br>預かり保育   | ■公立保育園<br>園により19時15分または20時まで<br>■私立保育園<br>園により19時または20時まで<br>料金：300円/1時間  | 教育時間前 7時30分頃から<br>教育時間後 18時30分頃まで<br>※時間は園により異なります。また、教育時間前の預かり保育については実施していない園もあります。春休み・夏休み・冬休み期間中の預かり保育も実施。ただし、春休み及び冬休みについては実施していない園もあります。<br>料金：園により異なります。 |
| 休園日             | 日曜日及び国民の祝日、12月29日～1月3日  | 土曜日、日曜日、国民の祝日及び春休み・夏休み・冬休み<br>※休園日は園により異なります。  |
| 利用料金            | 世帯の状況と保護者の市区町村民税の所得割額の合算により算定します。<br>※例：3歳以上・標準時間・第1子・当該年度分の区市町村民税の所得割の額が169,000円以上190,200円未満の場合、月額22,200円。その他の費用の負担は原則ありません。 | 園により異なります。<br>※毎月の利用料金は概ね25,000円～30,000円程度。毎月の利用料金とは別に、園により入園料、制服代、教材費、バス代、給食費、その他の費用の負担があります。   |
| 補助金             | 無   | ①私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金<br>②私立幼稚園等就園奨励費補助金<br>※世帯の市民税所得割課税額により算定します。<br>(例：市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯で第1子の場合、①8,700円/月、②62,200円/年)                                 |
| 入園年齢            | 0歳～小学校就学前（5歳）   | 3歳～小学校就学前（5歳）  |
| 入園条件            | 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの   | 園によって条件が異なります。   |
| 給食              | 義務  | 任意 ※園によって提供の有無、頻度等異なります。   |
| 通園バス            | 無   | 有（ひばりが丘幼稚園を除く）   |

## 家庭的保育事業等における連携施設確保に関する意向調査票

施設名 \_\_\_\_\_

Q 1. 連携施設に対し、どのような連携内容を希望しますか？（自由記述）

※4つまで回答可能です。出来る限り詳細にご回答ください。

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
|   | 連携内容                    |  |
|   | 理由                      |  |
| ① | 想定される頻度・範囲・量等の詳細        |  |
|   | 連携するにあたって想定される課題・不安なこと等 |  |

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
|   | 連携内容                    |  |
|   | 理由                      |  |
| ② | 想定される頻度・範囲・量等の詳細        |  |
|   | 連携するにあたって想定される課題・不安なこと等 |  |

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
|   | 連携内容                    |  |
|   | 理由                      |  |
| ③ | 想定される頻度・範囲・量等の詳細        |  |
|   | 連携するにあたって想定される課題・不安なこと等 |  |

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
|   | 連携内容                    |  |
|   | 理由                      |  |
| ④ | 想定される頻度・範囲・量等の詳細        |  |
|   | 連携するにあたって想定される課題・不安なこと等 |  |

Q2. 連携を希望する保育園または幼稚園はありますか？また、連携を希望する理由はなんですか？

(複数回答可) ※1つの事業所が複数の連携施設を確保することも可能です。

| 園名 | 理由 |
|----|----|
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |

ご協力ありがとうございました。

